

安城市介護人材資質向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護に従事する人材の資質向上を図るための研修を実施する介護事業者に対して、予算の範囲内において交付する安城市介護人材資質向上事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等又は同法第115条の4第1項第1号に規定する第1号事業を市内で経営する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者がその資質向上を図るために、介護に従事する者に対して市内で実施する研修（喀痰吸引等研修、アセッサー研修、キャリアパス対応生涯研修、認知症介護実践者研修、認知症介護リーダー研修、介護職員初任者研修及び介護福祉士実践者研修を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する研修は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 他の助成金の対象となっているもの
- (2) 実施時間が1回当たり90分未満であるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する費用とする。ただし、システム導入費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の経費の額から補助対象事業の実施のために受けた寄附金その他の収入の額（社会福祉法人等営利を目的としない法人にあつては、寄附金を除いた収入の額）を控除した額又は第3条に規定する研修の開催回数（同一の研修で受講者ごとに開催を分けている場合にあつては、それらをまとめて1回とする。）に15万円を乗じて得た額のいずれか低い額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護人材資質向上事業所要額調書(様式第1)
- (2) 補助対象経費の額が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第8条第1項の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護人材資質向上事業所要額精算書(様式第2)
- (2) 補助対象事業に要した費用が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。